

改正案	現行
<p>（免許を要しない無線局）</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>（略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 一、八九三・六五 MHz 以上一、九〇五・九五 MHz 以下の周波数の電波であつて、一、八九三・六五 MHz 及び一、八九三・六五 MHz に三〇〇 kHz の整数倍を加えたもの又は一、八九五・六一六 MHz 以上一、九〇二・五二八 MHz 以下の周波数の電波であつて、一、八九五・六一六 MHz 及び一、八九五・六一六 MHz に一、七二八 kHz の整数倍を加えたものを使用し、空中線電力が〇・〇一ワット以下であつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び用途に適合するもの（以下「デジタルコードレス電話の無線局」という。）</p> <p>六〜九 （略）</p> <p>（同等の機能を有する無線局との均衡を著しく失することとなる無線局）</p> <p>第五十一条の九の六 法別表第六備考第十号の総務省令で定める無</p>	<p>（免許を要しない無線局）</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>（略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 一、八九三・六五 MHz 以上一、九〇五・九五 MHz 以下の周波数であつて、一、八九三・六五 MHz 及び一、八九三・六五 MHz に三〇〇 kHz の整数倍を加えたものを使用し、空中線電力が〇・〇一ワット以下であつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び用途に適合するもの（以下「デジタルコードレス電話の無線局」という。）</p> <p>六〜九 （略）</p> <p>（同等の機能を有する無線局との均衡を著しく失することとなる無線局）</p> <p>第五十一条の九の六 法別表第六備考第十号の総務省令で定める無</p>

線局は、次に掲げるものとする。

一 (略)

(1) 設備規則第九条の四第四号イに規定するP H Sの基地局が使用する電波の周波数のうち総務大臣が別に告示するもの

(2)・(3) (略)

二 (略)

別表第一号 呼出符号又は呼出名称指定申請書の様式 (第6条の3第1項関係)

(表略)

注1・2 (略)

3 「コードレス電話の無線局に使用するための無線設備」のように記載すること。

別表第一号の二 呼出符号又は呼出名称指定書の様式 (第6条の3第2項関係)

(表略)

注 「コードレス電話の無線局に使用するための無線設備」のように記載すること。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

線局は、次に掲げるものとする。

一 (略)

(1) 設備規則第九条の四第三号ロに規定するP H Sの基地局が使用する電波の周波数のうち総務大臣が別に告示するもの

(2)・(3) (略)

二 (略)

別表第一号 呼出符号又は呼出名称指定申請書の様式 (第6条の3第1項関係)

(表略)

注1・2 (略)

3 「コードレス電話の無線局に使用するための無線設備」又は「デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備」のように記載すること。

別表第一号の二 呼出符号又は呼出名称指定書の様式 (第6条の3第2項関係)

(表略)

注 「コードレス電話の無線局に使用するための無線設備」又は「デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備」のように記載すること。

(経過措置)

- 2 無線設備規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第九十四号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされた無線局の無線設備に係る施行規則第六条の三の規定の適用については、なお従前の例による。